

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 江崎匡慶

佐賀県人事委員会規則第11号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則等の一部を改正する規則
(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正)

第1条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則(昭和27年佐賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (へき地手当に準ずる手当) 第10条 略 2 略 3 条例第12条に規定する条例第11条の規定による手当を支給される職員との権衡上必要と認められる職員で人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員とする。 (1) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年佐賀県条例第3号)第11条の規定による採用(条例の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。)</u> をされ、 <u>へき地等学校に在勤することとなった職員で、当該へき地等学校に在勤することに伴って住居を移転したもの</u> (2) <u>新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に在勤する職員で指定日前3年以内に、佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされ、当該学校等に在勤することに伴って住居を移転したもの</u> (3) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた学校等に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第12条に規定す</u> | (へき地手当に準ずる手当) 第10条 略 2 略 3 条例第12条に規定する条例第11条の規定による手当を支給される職員との権衡上必要と認められる職員で人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員とする。 (1) <u>新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、へき地等学校に在勤するため住居を移転したもの</u> (2) <u>新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に在勤する職員で、指定日前3年以内に新たに給料表の適用を受ける職員となって当該学校等に在勤することに伴って住居を移転したもの</u> (3) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日(以下「適用日」という。)の前日に在勤していた学校等に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした</u> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>る新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員で、指定日前3年以内に当該学校等に異動し、<u>当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの</u></p> <p>(4) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）で、<u>当該採用の日の前日に条例第11条又は第12条の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもの</u>のうち、<u>当該採用の日前から引き続き勤務していたもの</u>とした場合に、これらの規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>4 <u>前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる職員</u> <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた日</u>にへき地等学校に異動したものとした場合に条例第11条第1項及び第3項の規定により支給されることとなる期間及び額</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員</u> 当該職員の指定日に在勤する学校等が<u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた日</u>前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員が<u>その日</u>に当該学校等に異動したものとした場合に条例第11条第1項及び第3項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(3) <u>前項第3号に掲げる職員</u> <u>当該職員が同号の採用の日前か</u></p> | <p>場合に、条例第12条に規定する新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に<u>在勤する職員</u>で、指定日前3年以内に当該学校等に異動した<u>こと又は新たに給料表の適用を受ける職員</u>となって当該学校等に<u>在勤すること</u>に伴って住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>(4) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者</u>で、<u>適用日の前日に条例第11条又は第12条の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもの</u>のうち、<u>当該適用日前から引き続き勤務していたもの</u>とした場合に、これらの規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>4 <u>前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる職員</u> <u>適用日</u>にへき地等学校に異動したものとした場合に条例第11条第1項及び第3項の規定により支給されることとなる期間及び額</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員</u> 当該職員の指定日に在勤する学校等が<u>適用日</u>前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員が<u>当該適用日</u>に当該学校等に異動したものとした場合に条例第11条第1項及び第3項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(3) <u>前項第3号に掲げる職員</u> <u>適用日前から給料表の適用を受</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>ら定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例第11条第1項及び第3項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる職員 <u>当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例第11条第1項及び第3項又は本項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額</u></p> <p>(5) 略</p> | <p>ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例第11条第1項及び第3項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる職員 <u>適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例第11条第1項及び第3項又は本項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額</u></p> <p>(5) 略</p> |

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則(令和7年佐賀県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|------------|
| <p>附 則</p> <p><u>(改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則における暫定再任用職員に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年佐賀県条例第28号。次項において「令和4年改正条例」という。)</u> 附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)に対する改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)<u>第10条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項第1号中「佐賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年佐賀県条例第3号)第11条」とあるのは「佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年佐賀県条例第28号。以下「令和4年改正条例」という。)</u> 附則第4条又は第5条」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第4条又</p> | <p>附 則</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>は第5条の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「<u>暫定再任用</u>」という」と、同項第2号及び第3号並びに同条第4項第1号及び第2号中「<u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用</u>」とあるのは「<u>暫定再任用</u>」と、同条第3項第4号中「<u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）」とあるのは「<u>令和4年改正条例附則第4条又は第5条の規定による採用をされた職員</u>（以下「<u>暫定再任用職員</u>」という。）」と、同条第4項第3号及び第4号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>暫定再任用職員</u>」とする。</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）</p> <p>3 改正後の規則第10条第3項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条又は令和4年改正条例附則第4条若しくは第5条の規定（以下「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。</p> <p>4 改正後の規則第10条第3項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定による採</p> | <p>（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）</p> <p>2 改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則（以下「<u>改正後の規則</u>」という。）第10条第3項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第11条又は<u>佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例</u>（令和4年佐賀県条例第28号。以下「<u>令和4年改正条例</u>」という。）附則第4条若しくは第5条の規定（以下「<u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定</u>」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員（<u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。</u>）及び暫定再任用職員（<u>令和4年改正条例附則第4条第4項に規定する職員をいう。以下同じ。</u>）について適用する。</p> <p>3 改正後の規則第10条第3項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定による採</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 附則第3項から前項までの規定は、当該各項に掲げる規定による採用の任期が令和7年3月31日に満了し、その翌日にこれらの規定により採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について準用し、条例第11条及び第12条の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日から引き続き勤務していたものとみなして適用する。</p> | <p>用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 附則第2項から前項までの規定は、当該各項に掲げる規定による採用の任期が令和7年3月31日に満了し、その翌日にこれらの規定により採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について準用し、条例第11条及び第12条の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日から引き続き勤務していたものとみなして適用する。</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(新たに給料表の適用を受けることとなった職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)
- 2 改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第3項第1号及び第2号の規定は、令和8年4月1日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員（定年前再任用短時間勤務職員（佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第11条の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用職員（佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号）附則第4条第4項に規定する職員をいう。）を除く。以下同じ。）について適用する。
- 3 改正後の規則第10条第3項第3号の規定は、令和8年4月1日以後に新たに給料表の適用を受けることとなり、当該適用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日が令和8年4月1日以後である新たに給料表の適用を受けることとなった職員について適用する。
- 4 改正後の規則第10条第3項第4号の規定は、令和8年4月1日以後に新たに給料表の適用を受けることとなり、当該適用の日の前日に支給されていた佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号。以下「条例」という。）第11条第1項又は第12条第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和8年4月1日以後である場合について適用する。
- 5 附則第2項から前項までの規定は、令和8年3月31日に任期が満了し、その翌日に新たに給料表の適用を受けることとなった職員につい

て準用し、条例第11条及び第12条の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日から引き続き勤務していたものとみなして適用する。